

身体拘束等の適正化マニュアル

○「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化委員会」という。）」

身体拘束適正化委員会は、法人の各事業所の身体拘束適正化担当者と構成し、構成員の責務及び役割分担を明確化するとともに、身体拘束等の適正対策を担当する者を決めています。身体拘束適正化担当者は各事業所における管理者とする。

1、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束の廃止のための研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

2、身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず、身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 担当国会議の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況となった場合、担当国会議を開催し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の方法を講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」・「場所」・「時間帯」・「期間」等について検討し、確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討国会議を随時実施する。

但し、担当国会議が開催できないほどの緊急時には、この限りではなく、身体拘束適正化担当者及び身体拘束適正化担当者代理となる者の判断により対応することとし、その後に事後報告にて担当国会議の中で報告することとする。

(2) 利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束の態

様・時間・緊急やむを得ない理由などを盛り込み、本人または保護者（後見人）に同意を得る。同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

（３）記録

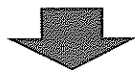
その様態および時間、心身の状況、やむを得なかった理由など必要事項を様式「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を使用し、記録する。そして、共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は５年間保存する。

（４）拘束の解除

（３）の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者、家族に報告する。

（５）身体拘束スキーム

①身体拘束を実施せざるを得ないような事態（緊急性や切迫性によりやむを得ない状況）の発生



②担当者会議の実施

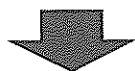
緊急性や切迫性によりやむを得ない状況となった場合、担当者会議を開催

＊切迫性、非代替性、一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価

＊当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の方法を講じることができるかどうか協議

＊上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」・「場所」・「時間帯」・「期間」等について検討し、確認

＊担当者会議が開催できないほどの緊急時には、身体拘束適正化担当者及び身体拘束適正化担当者の代理となる者の判断により対応することとし、その後に事後報告にて担当者会議の中で報告

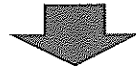


③利用者本人や家族への説明

身体拘束の内容・目的・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

＊個別支援計画書に身体拘束の態様・時間・緊急やむを得ない理由を盛り込み、本人または保護者（後見人）に同意を得る。

同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施

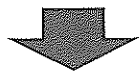


④記録

「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」書式にて様態および時間、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録し、共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討

＊実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知

＊身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存



⑤拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者、家族に報告

（6）身体拘束等の禁止について

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

2、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

令和4年4月1日作成。

令和7年11月1日改正。